工事請負契約におけるインフレスライド条項の運用について

記

賃金等の急激な変動に対処するため、近江八幡市建設工事請負契約約款第25条第6項に規定される、いわゆる「インフレスライド条項」について、下記のとおり運用するものとします。

1. 適用対象工事

- (1) 近江八幡市建設工事請負契約約款第25条第6項の請求は、2.(3)に定める残工期が2.(2)に定める基準日から2ヶ月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象の確認時期は、賃金水準、市場単価等が著しく変動した時とする。

2. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日:スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議(以下「スライド協議」という。)を請求した日とする。
- (2) 基準日:請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- (3) 残工期:基準日以降の工事期間とする。

3 発注者負担

賃金等の変動による請負代金額の増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求 に基づき、残工事費の1%を超える額を発注者が負担する。

4 施行日

平成 2 6 年 6 月 1 日